

令和元年12月10日

令和元年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

## 目 次

I	令和元年度県土整備局所管公共事業の評価結果について	1
II	神奈川県自転車活用推進計画の策定（素案）について	8
III	神奈川県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について	16
IV	津波災害警戒区域の指定について	18
V	神奈川県県営住宅事業基金条例の制定及び特別会計の設置に関する条例の一部改正について	19
VI	神奈川県手数料条例の一部改正について	21

# I 令和元年度県土整備局所管公共事業の評価結果について

## 1 趣旨

県土整備局では、道路や河川等の事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管の国庫補助事業及び県単独事業のうち、一定の要件に該当する事業を対象に、平成10年度から再評価を、平成17年度から事後評価をそれぞれ実施している。

令和元年度は、11事業の再評価及び6事業の事後評価を実施したので、その評価結果について概要を報告する。

## 2 事業評価の概要

### (1) 再評価について

再評価は、事業採択後5年が経過した時点で継続中の事業や、再評価実施後5年が経過した時点で継続中の事業等を対象に、事業の必要性や事業進捗の見通し等の視点で評価を行い、事業を継続するか否か、今後の対応方針について判断するものである。

### (2) 事後評価について

事後評価は、事業完了後5年以内の事業のうち、全体事業費が10億円以上の事業や、過去に再評価を実施した事業を対象に、事業効果の発現状況等の視点で評価を行い、改善措置や今後の事後評価の必要があるか否か、今後の対応方針について判断するものである。

### (3) 評価実施の手続きについて

再評価及び事後評価を実施する際には、県土整備局副局長や、関係部課長で構成される「県土整備局公共事業評価検討会議」（以下「検討会議」という。）において対応方針案を決定した後、学識経験者等の第三者で構成される「神奈川県県土整備局公共事業評価委員会」（以下「委員会」という。）の審議結果を受け、関係市町村の意見も聴いた上で、改めて検討会議において対応方針を決定する。

## 3 令和元年度の評価結果

### (1) 再評価実施事業

道路4事業、河川6事業、公園1事業の計11事業について、再評価を実施した。

### (2) 事後評価実施事業

道路2事業、河川1事業、砂防2事業、海岸1事業の計6事業について、事後評価を実施した。

(3) 委員会の審議結果

再評価11事業については、委員会で審議され、いずれも「継続」とされた。

事後評価6事業については、委員会で審議され、いずれも「現時点では、特段の改善措置や、改めて、事後評価作業を行う必要は認められない。ただし、今後も各事業を適切に運用していくためには、その事業の周辺環境の変化等も勘案する必要があることから、現地確認を継続するなど、引き続き注視していくことが必要である。」とされた。

(4) 県の評価結果

県では、11月26日に検討会議を開催し、今後の対応方針として、委員会の審議結果に基づき、県の評価結果を決定した。

なお、評価結果については、第3回県議会定例会建設・企業常任委員会報告後、速やかに、県のホームページを通じて公表する。

- 1 神奈川県県土整備局公共事業評価委員会 委員名簿
- |      |       |                               |
|------|-------|-------------------------------|
| 委員長  | 家田 仁  | 政策研究大学院大学 教授〈社会基盤〉            |
| 副委員長 | 中村 英夫 | 日本大学 教授〈都市計画〉                 |
|      | 稲垣 景子 | 横浜国立大学 准教授〈防災〉                |
|      | 真田 純子 | 東京工業大学 准教授〈景観〉                |
|      | 高橋 泰成 | 一般社団法人神奈川県経営者協会 副会長<br>〈産業活動〉 |
|      | 田邊 勝巳 | 慶應義塾大学 教授〈経済〉                 |
|      | 中村 幸人 | 東京農業大学 名誉教授〈環境〉               |

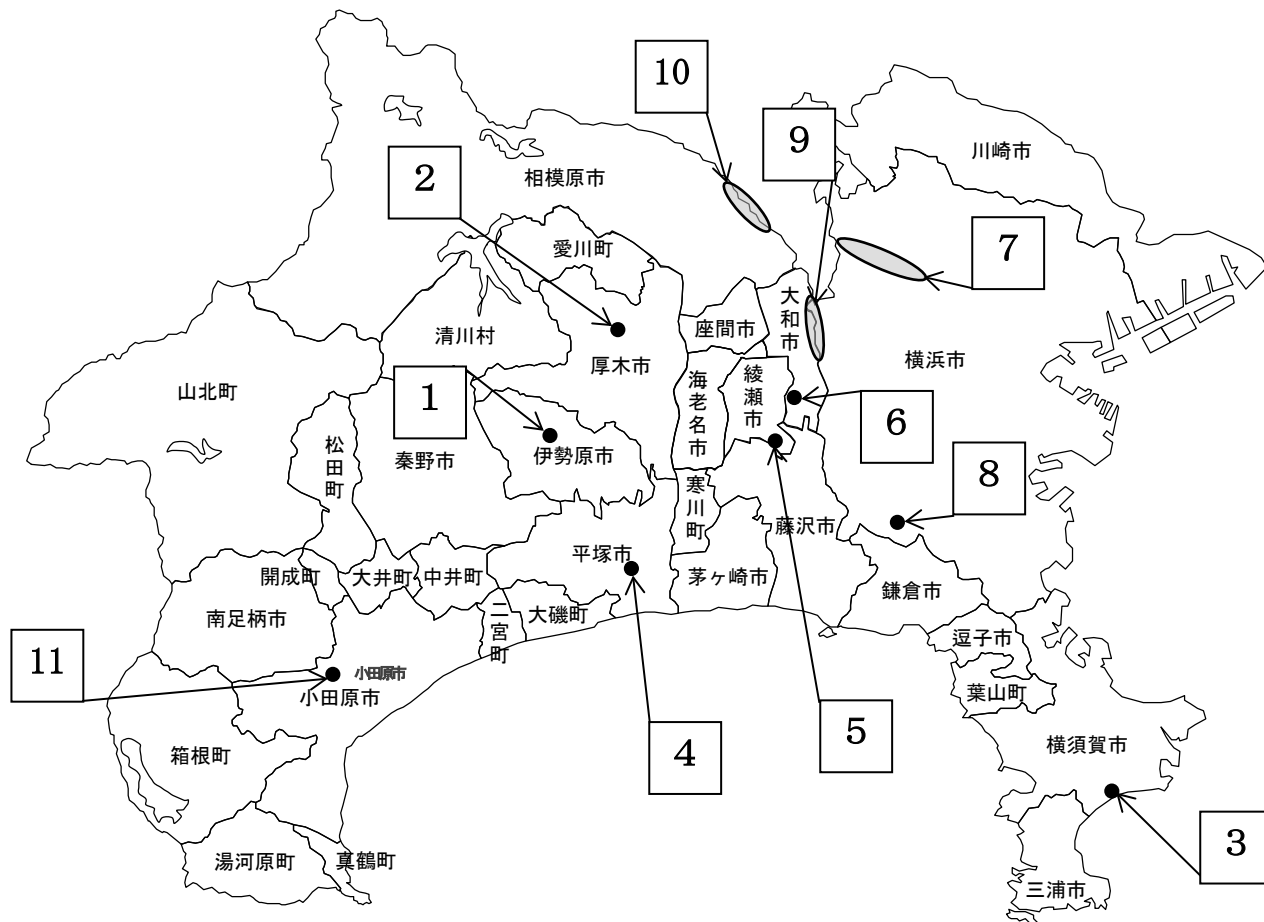
(注) 〈 〉に委員の専門分野を記載した。

2 公共事業評価委員会の開催状況

開催回	開催日	審議内容
第1回	令和元年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価対象事業の概要説明</li> <li>現地調査</li> </ul>
第2回	令和元年8月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>再評価事業の審議 (河川3事業)</li> <li>事後評価事業の審議 (砂防2事業)</li> </ul>
第3回	令和元年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>再評価事業の審議 (公園1事業、河川3事業、道路3事業)</li> <li>事後評価事業の審議 (道路2事業、河川1事業)</li> </ul>
第4回	令和元年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査</li> <li>再評価事業の審議 (道路1事業)</li> <li>事後評価事業の審議 (海岸1事業)</li> </ul>
第5回	令和元年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>総括審議</li> </ul>

### 3 令和元年度再評価実施事業の概要

#### (1) 再評価実施事業 位置図



(注) □番号は、再評価実施事業の番号を表す。

(2) 再評価実施事業 一覧表

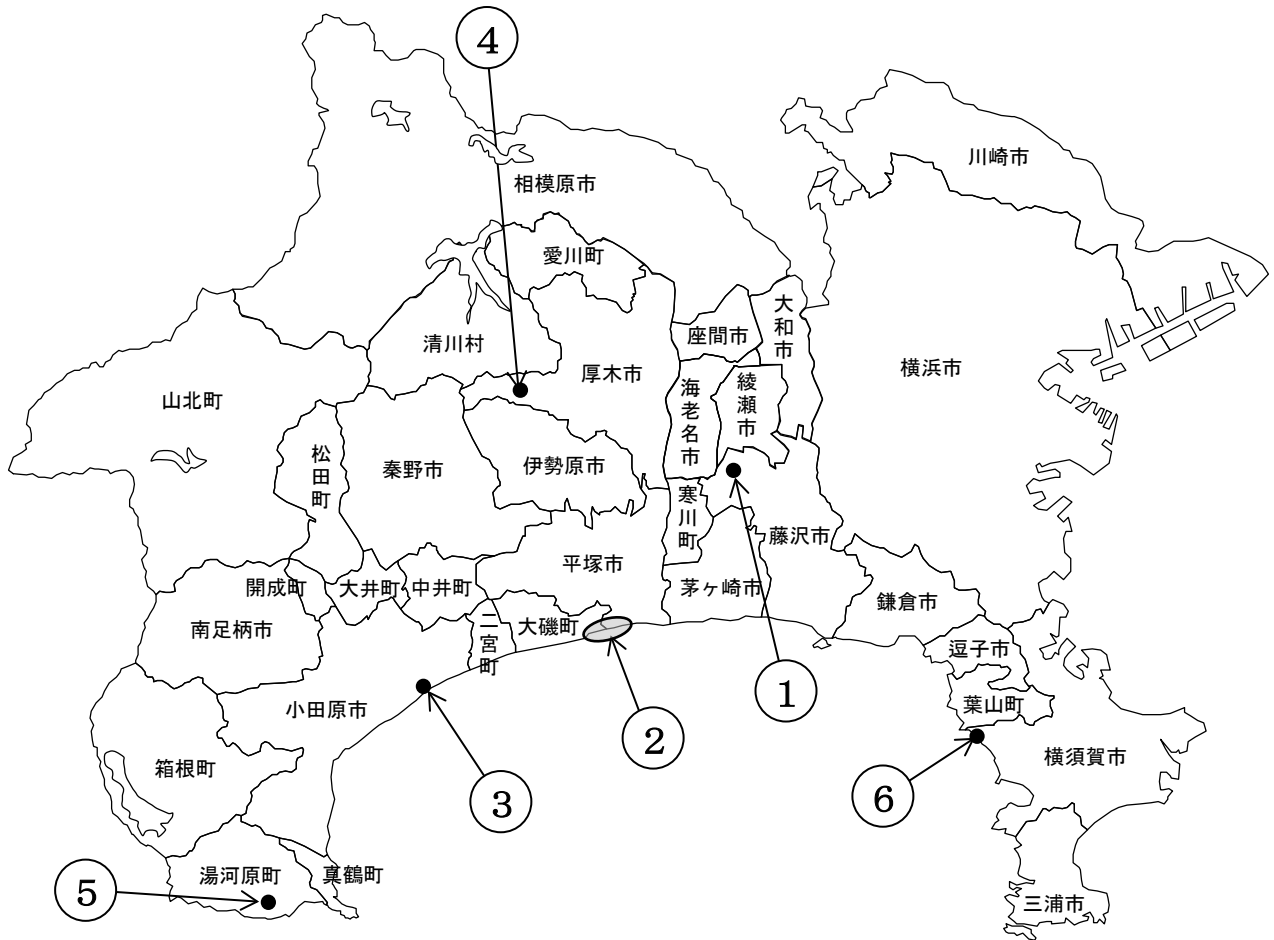
分野	番号	事業名 [事業箇所]	再評価 の要件 (注)	評価 結果
道路	1	県道603号 上粕屋厚木 (西富岡バイパス) 道路改良事業 [伊勢原市上粕屋～西富岡]	イ	継続
〃	2	県道42号 藤沢座間厚木 (座間荻野線Ⅱ期) 道路改良事業 [厚木市三田～下荻野]	イ	
〃	3	都市計画道路 安浦下浦線 街路整備事業 [横須賀市ハイランド2丁目～長沢2丁目]	イ	
〃	4	都市計画道路 湘南新道 街路整備事業 [平塚市東真土～西真土]	イ	
河川	5	二級河川 蓼川 河川改修事業 [綾瀬市上土棚中六丁目地先他]	イ	
〃	6	二級河川 引地川 (上流) 河川改修事業 [大和市福田六丁目地先他]	ア	
〃	7	一級河川 恩田川 河川改修事業 [横浜市緑区小山町地先他]	イ	
〃	8	二級河川 柏尾川 河川改修事業 [横浜市金井町地先他]	ア	
〃	9	二級河川 境川 (上流) 河川改修事業 [大和市深見地先他]	ア	
〃	10	二級河川 境川 (相模原) 河川改修事業 [相模原市中央区上矢部地先他]	ア	
公園	11	おだわら諏訪の原公園 都市公園整備事業 [小田原市久野地内]	イ	

(注) 「再評価の要件」

- ・アは、事業採択後5年が経過した時点で継続中の事業を示す。
- ・イは、再評価実施後5年が経過した時点で継続中の事業を示す。

#### 4 令和元年度事後評価実施事業の概要

##### (1) 事後評価実施事業 位置図



(注) ○番号は、事後評価実施事業の番号を表す。



(2) 事後評価実施事業 一覧表

分野	番号	事業名 [事業箇所]	事後評価 の要件 (注)	評価結果
道路	①	県道22号 横浜伊勢原（用田バイパス）道路改良事業 [藤沢市下土棚～綾瀬市吉岡]	ウ、エ	<p>想定した事業効果が発現していること、もしくは、今後、災害が発生した時に効果の発現が期待されることが確認された。</p> <p>このため、現時点では、特段の改善措置や、改めて、事後評価作業を行う必要は認められない。ただし、今後も各事業を適切に運用していくためには、その事業の周辺環境の変化等も勘案する必要があることから、現地確認を継続するなど、引き続き注視していくことが必要である。</p>
〃	②	国道134号（高浜台以西）道路改良事業 [平塚市高浜台～大磯町東町二丁目]	ウ	
河川	③	二級河川 森戸川 河川改修事業 [小田原市国府津地先]	ウ、エ	
砂防	④	二の足沢 砂防事業 [厚木市七沢地先]	エ	
〃	⑤	カヤの木沢 砂防事業 [湯河原町宮下地先]	エ	
海岸	⑥	横須賀海岸（秋谷地区） 海岸高潮対策事業 [横須賀市秋谷地先]	エ	

(注) 「事後評価の要件」

- ・ウは、全体事業費が10億円以上の事業を示す。
- ・エは、過去に再評価を実施した事業を示す。

## II 神奈川県自転車活用推進計画の策定（素案）について

### 1 計画策定の背景と目的

自転車は、比較的近距离の日常の足として、広く利用されている。また、近年は、環境にやさしく、健康の増進に寄与し、災害時にも活用可能な乗り物として、注目されており、自転車を活用した観光振興などにも期待が寄せられている。

このような中、2017年に「自転車活用推進法」が施行され、国の自転車活用推進計画を勘案して、都道府県自転車活用推進計画を策定することが都道府県の努力義務として規定された。

「神奈川県自転車活用推進計画」は、2018年6月に国が策定した「自転車活用推進計画」を勘案して、本県の実情に応じた自転車の活用に関する施策を総合的に進める指針として定めるものである。

### 2 計画（素案）の作成経過

関係部局で構成する連絡調整会議を設置し、検討を進めるとともに、市町村への意見照会や有識者ヒアリングなどを経て、計画（素案）をまとめた。

### 3 計画（素案）の概要

#### (1) 計画期間

「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」との整合を図り、2022年度（令和4年度）までとする。

#### (2) 自転車活用の推進に関する目標

自転車の利用状況や自転車通行空間の整備状況、事故発生状況などの現状を踏まえ、自転車活用の推進に関する4つの目標を設定する。

#### ア 自転車を快適に利用できる環境の整備

自転車は都市交通を支える公共性を有するモビリティであることを踏まえ、安全で快適な自転車利用環境を整備するとともに、シェアサイクルの普及などで自転車利用を促進する。

イ 自転車活用を通じた未病改善の推進

自転車は、適度な運動強度を維持しやすく、外出することにより社会参加の機会の増加も期待できることから、自転車を活用することで健康で長生きできる神奈川を実現していく。

ウ 観光・サイクルスポーツの振興による地域の活性化

自転車による旅行やスポット巡りなどを促進し、新たな宿泊需要や飲食需要を掘り起こすとともに、サイクルスポーツのすそ野を広げ、地域の活性化を図る。

エ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

自転車利用環境の整備や交通事故対策を推進し、交通安全意識とマナーを向上させ、自転車事故の削減を目指すとともに、災害時の自転車利用に備える取組みを進める。

(3) 実施すべき施策

自転車活用の推進に関する4つの目標の達成に向け、実施すべき17の施策を定める。

ア 自転車を快適に利用できる環境の整備

- (ア) 自転車通行空間の整備等
- (イ) 県内の連続したサイクリング環境の整備
- (ウ) シェアサイクルの普及
- (エ) 駐輪場の整備等

イ 自転車活用を通じた未病改善の推進

- (オ) 県内の連続したサイクリング環境の整備（再掲）
- (カ) サイクルツーリズム（自転車による回遊）の促進

ウ 観光・サイクルスポーツの振興による地域の活性化

- (キ) 県内の連続したサイクリング環境の整備（再掲）
- (ク) シェアサイクルの普及（再掲）
- (ケ) サイクルツーリズム（自転車による回遊）の促進（再掲）
- (コ) ナショナルサイクルルート指定

エ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- (㊦) 自転車通行空間の整備等（再掲）
- (㊧) 道路の交通事故防止対策
- (㊨) 広報啓発活動の推進や自転車利用者に対する交通指導取締りの実施による自転車安全利用の促進
- (㊩) 学校における自転車利用を含む安全教育
- (㊪) 自転車損害賠償責任保険等の加入義務化
- (㊫) 自転車の点検整備の義務化
- (㊬) 災害時の自転車活用に向けた備え

(4) 計画のフォローアップ

関係部局と緊密に連携して施策の推進を図るため、連絡調整会議で取組状況などを検証するとともに、検証結果や社会情勢の変化、国の自転車活用推進計画の動向などを踏まえ、必要に応じて計画を見直す。

4 今後の予定

令和元年12月～令和2年1月	素案に対する県民意見募集の実施
令和2年2月	県民意見を反映した案の取りまとめ 第1回県議会定例会建設・企業常任委員会に計画（案）を報告
令和2年3月	「神奈川県自転車活用推進計画」を策定・公表

施策体系

目標	施策	措置
<p>目標 1</p> <p>自転車を利用できる環境の整備</p>	<p>(1) 自転車通行空間の整備等</p>	<p>① 自転車ネットワーク計画などを踏まえ、自転車通行空間や自転車の走行位置を明示するピクトグラム等を設置する走行環境の整備を進めます。</p> <p>② 市町村における自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を支援します。</p> <p>[指標]            自転車活用推進計画策定市町村数            1 団体 (2018 年度)            → 5 団体 (2022 年度)</p> <p>③ 「神奈川県が管理する県道の構造の技術基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例」に、道路交通法に基づき指定される普通自転車通行帯として運用可能な「自転車通行帯」の構造基準を規定します。</p> <p>④ 駐車監視員を活用し、自転車通行の妨げとなる駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を引き続き適切に推進します。</p>
	<p>(2) 県内の連続したサイクリング環境の整備</p>	<p>⑤ 快適に利用できるサイクリング環境の実現を目指すモデルルートを設定し、サイクリングロードの整備など、誰でも迷わず安全に走行できる環境を創出します。</p> <p>[指標]            相模川自転車道の整備            2.6km (2018 年度)            → 10km (2025 年度)</p>

目標	施策	措置
目標 1 自転車を快適に利用できる環境の整備	(2) 県内の連続したサイクリング環境の整備	⑥ サイクリングロード周辺の観光施設の情報を発信します。
	(3) シェアサイクルの普及	⑦ 観光客の回遊性を高めることや、公共交通を補完する二次交通としてシェアサイクルの普及を促進します。
	(4) 駐輪場の整備等	⑧ 市町村や鉄道事業者等が実施する駅周辺や、公共交通網密度の薄い地域のバス停周辺における駐輪場の整備を促進します。
		⑨ 地球温暖化対策を進める上でも、既存の交通結節点におけるサイクルアンドライドの導入など、公共交通機関の利用を含めた自転車利用を促進します。  [指標] 自動車などの運輸部門から排出される二酸化炭素の総排出量削減 1,066 万 t-CO <sub>2</sub> (2013 年) → 2013 年度比で約 3 割削減： 741 万 t-CO <sub>2</sub> (2030 年)
目標 2 自転車活用を通じた未病改善の推進	(5) 県内の連続したサイクリング環境の整備	(2) の再掲
	(6) サイクルツーリズム(自転車による回遊)の促進	⑩ 観光地を巡る健康的なサイクルツーリズムを促進し、サイクリスト向けのルートマップや緊急時サービスなど、情報を容易に得られるような環境整備を促進します。

目標	施策	措置
目標 2 自転車活用を通じた未病改善の推進	(6) サイクルツーリズム (自転車による回遊) の促進	⑪ サイクリストをサポートするために駐輪用のバイクラックや工具を備えたサービス拠点である飲食店などの「自転車の駅」を広報し、自転車による回遊を促進します。
目標 3 観光・サイクルスポーツの振興による地域の活性化	(7) 県内の連続したサイクリング環境の整備	(2) の再掲
	(8) シェアサイクルの普及	(3) の再掲
	(9) サイクルツーリズム (自転車による回遊) の促進	(6) の再掲
	(10) ナショナルサイクルルートへの指定	⑫ 太平洋岸自転車道において、誰もが安全・快適に走行できる環境や、休憩できる受入環境等の整備を進め、新たに創設されたナショナルサイクルルート制度の指定を目指します。  [指標] 新たに創設されたナショナルサイクルルートの数 0 ルート (2018 年度) → 1 ルート (2022 年度)
目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現	(11) 自転車通行空間の整備等	(1) の再掲
	(12) 道路の交通事故防止対策	⑬ 道路管理者、交通管理者や教育委員会などの関係機関が連携し、道路の交通事故防止対策を推進します。

目標	施策	措置
<p>目標 4</p> <p>自転車事故のない安全で安心な社会の実現</p>	<p>(13) 広報啓発活動の推進や自転車利用者に対する交通指導取締りの実施による自転車安全利用の促進</p>	<p>⑭ 自転車利用時の様々な場面に対応した交通ルールを周知します。</p> <p>[指標] 自転車事故件数 6,086 件 (2018 年) → 2018 年の件数以下 (2022 年)</p> <p>⑮ 自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締りを行います。</p> <p>⑯ 一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図ります。</p>
	<p>(14) 学校における自転車利用を含む安全教育</p>	<p>⑰ 児童生徒が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、「生命尊重」と「遵法」及び「思いやり」の精神を基盤とした態度・行動と歩行者及び自転車運転者として必要な危険予測などの知識や技能を習得させます。</p> <p>[指標] みんなの交通安全教育推進運動（スタートかながわ）の推進 実施済み (2018 年) → 継続実施 (2022 年)</p>
	<p>(15) 自転車損害賠償責任保険等の加入義務化</p>	<p>⑱ 自転車利用者には自転車損害賠償責任保険等の加入を義務化し、自転車小売等業者には客が自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認することを義務化しました。これを踏まえて、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進します。</p>



目標	施策	措置
目標 4  自転車事故のない 安全で安心な社会 の実現	(16) 自転車の点検整備の義務化	⑲ 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車について、必要な点検整備を行うことを義務化しました。また、自転車利用者及び事業活動において自転車を利用する事業者は、その利用する自転車について、必要な点検、整備を行うことを努力義務としました。これらを踏まえて、自転車の点検整備を推進します。
	(17) 災害時の自転車活用に向けた備え	⑳ 地域防災計画に災害時の自転車活用方法について記載していきます。
		㉑ 災害時に被災状況を迅速に把握するため、自転車を活用します。  ㉒ 発災時に迅速な応急対策を実施するため、より確実に移動手段を調達する取組みとして、災害時における自転車の調達等に関する協定の締結を促進します。

### Ⅲ 神奈川県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について

#### 1 改正の趣旨

本条例は、県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における当該県道の構造の一般的技術的基準等について、道路法に基づき、国が定めた「道路構造令」等を参酌して定めたものである。

このたび、「道路構造令」の一部が平成31年4月に改正されたことから、所要の改正を行う。

#### 2 改正の概要

自転車通行空間の確保を推進するための「道路構造令」の改正を踏まえ、次のとおり所要の改正を行う。

##### (1) 自転車通行帯の新設

自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯を新たに規定し、自転車通行帯の設置要件を規定する。

##### (2) 自転車道の設置要件の追加

これまでの自転車道の設置要件に、道路の設計速度が1時間につき60キロメートル以上とする規定を追加する。

#### 3 今後の予定

令和2年2月 県議会第1回定例会に条例改正議案を提出

3月 改正条例の施行

## 1 自転車通行帯及び自転車道の主な設置要件

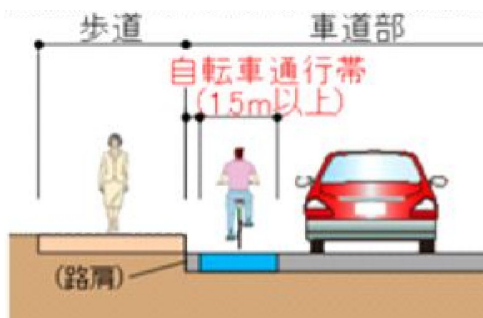
(下線部は条例改正により新たに規定する内容)

	自転車通行帯	自転車道
主な設置要件	<p>以下のいずれかの場合に設置</p> <p>① <u>自動車と自転車の交通量が多い道路</u></p> <p>② <u>自転車の交通量が多く、自転車の通行を分離する必要がある<sup>※1</sup>道路</u></p> <p>③ <u>自動車と歩行者の交通量が多く、自転車の通行を分離する必要がある<sup>※2</sup>道路</u></p> <p><u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない</u></p>	<p>以下のいずれかの場合に設置</p> <p>① 自動車と自転車の交通量が多い道路で、かつ、<u>設計速度が1時間につき60キロメートル以上</u>の道路</p> <p>② 自転車の交通量が多く、自転車の通行を分離する必要がある道路で、かつ、<u>設計速度が1時間につき60キロメートル以上</u>の道路</p> <p>③ 自動車と歩行者の交通量が多く、自転車の通行を分離する必要がある道路で、かつ、<u>設計速度が1時間につき60キロメートル以上</u>の道路</p> <p>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない</p>
	<u>幅員は1.5m以上、やむを得ない場合は1mまで縮小可能</u>	幅員は2m以上、やむを得ない場合は1.5mまで縮小可能

※1 自動車と自転車の分離の必要性は、速度が時速40キロメートル超を目安とする。

※2 自転車と歩行者の分離の必要性は、通勤・通学時など自転車と歩行者の通行が時間的に集中して輻輳する場合などを考慮する。

## 2 自転車通行帯のイメージ



(出典：国土交通省 資料より)

## IV 津波災害警戒区域の指定について

### 1 概要

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月施行）では、県知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができるとしている。

警戒区域を指定することにより、市町による警戒避難体制の整備や基準水位に基づくハザードマップの作成、要配慮者利用施設等において避難確保計画の作成などが行われることで、避難体制が強化される。

そこで、県では、平成31年3月に策定した警戒区域の指定に向けた県の方針に基づき、指定の意向がある小田原ブロック（小田原市、真鶴町及び湯河原町）をモデル地域として、警戒区域の指定に向けた取組みを進めている。

### 2 これまでの経過

平成27年3月	津波浸水想定を設定
平成31年3月	警戒区域の指定に向けた県の方針を策定
令和元年8月から11月	3市町で住民説明会を開催
令和元年11月	・ 要配慮者利用施設の管理者などに対して、 避難確保計画の作成に関する説明会を開催 ・ 市町長への意見聴取
令和元年11月から12月	市町長の同意

### 3 今後の予定

令和元年12月下旬に公示をする予定。

小田原ブロックの取組みを、今後、全県に広げていく予定。

## V 神奈川県県営住宅事業基金条例の制定及び特別会計の設置に関する条例の一部改正について

### 1 背景

県営住宅は、建設後概ね50年が経過し建替えの時期を迎える住宅が今後10年間で約2万8千戸に急増するため、今年3月に健康団地推進計画を策定し、バリアフリー対応及び居住環境の改善に向けて、順次、建替えを進めていくこととした。

そこで、建替え及び維持管理を計画的に進めるため、新たに、神奈川県県営住宅事業基金条例を制定するとともに、特別会計の設置に関する条例について所要の改正を行う。

### 2 神奈川県県営住宅事業基金条例の制定

#### (1) 制定の趣旨

県営住宅の建替えで生じた余剰地売却収入などを、年度間で有効活用するための基金を設置する。

#### (2) 基金の内容

県営住宅の整備及び管理に必要な経費を積み立てる。

### 3 特別会計の設置に関する条例の一部改正

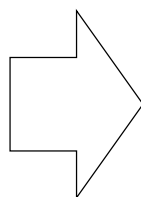
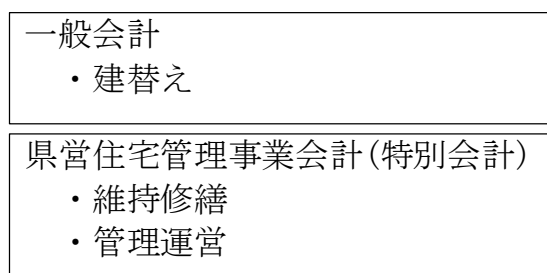
#### (1) 改正の趣旨

現在、県営住宅は、一般会計で建替え事業を、神奈川県県営住宅管理事業会計（特別会計）で維持修繕・管理運営事業を行っているが、計画的に事業を進めていくため、今後は、県営住宅全体の事業収支を一元管理する。

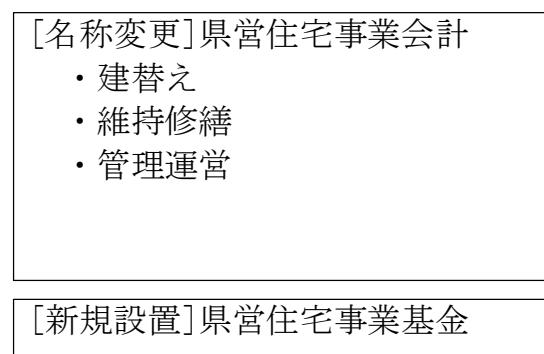
#### (2) 改正の内容

一般会計で実施している建替え事業を神奈川県県営住宅管理事業会計に移行するとともに、名称を神奈川県県営住宅事業会計に改める。

現在



今後



4 今後の予定

令和2年2月 県議会第1回定例会に議案を提出  
4月 条例の施行

## VI 神奈川県手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令」（以下、「基準省令」という。）が令和元年11月7日に公布され、住宅における省エネ性能の簡易な評価方法が定められたことから、基準適合認定※に係る申請手数料を徴収するため、神奈川県手数料条例について所要の改正を行う。

※基準適合認定：既存建築物が省エネ基準に適合していると判断できる場合、建物所有者が所管行政庁による認定を受けることができる制度で、認定を受けた建築物は、認定を受けた旨の表示をすることができる。

### 2 基準省令の改正概要

住宅（一戸建ての住宅及び共同住宅）の省エネ性能の評価方法について、新たにモデル住宅を用いた簡易な評価方法※が定められた。

※モデル住宅を用いた簡易な評価方法：標準的な住宅における外壁等の部位別面積の割合や空調設備の能力等の仕様を固定値として計算する方法で、実際の面積や設備の能力によらず、省エネ性能を簡易に評価することができる。

### 3 神奈川県手数料条例の改正の概要

基準適合認定申請手数料に、モデル住宅を用いた簡易な評価方法による申請手数料を追加するため、神奈川県手数料条例を改正する。

### 4 今後の予定

令和2年2月 県議会第1回定例会に条例改正議案を提出  
4月 改正条例の施行